

本書は募集要項公表時の案であり、実際の内容は変更される可能性があります。

事業計画協議書（案）

平塚市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、平塚市公立保育園民営化に係る民間保育所整備運営事業基本協定を締結し、平塚市公立保育園民営化に係る民間保育所整備運営事業（以下「本事業」という。）の実施に向けて、協議及び調整を重ねてきた。

これらの協議内容を踏まえ実施する事項に関し、次のとおり事業計画協議書（以下「本協議書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協議書は、甲と乙とが、事業対象地について市有財産賃貸借契約（以下「本件借地権設定契約」という。）を締結することに先立ち、乙が事業対象地において実施する既存施設の解体撤去、本件建物の建築及び管理・運営に関する合意事項を確認することを目的とする。

（定義）

第2条 本協議書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、特に明示のない限り、次の各号に掲げる用語以外で本協議書において用いる用語の定義は、本事業に係る募集要項（甲が本事業に関して令和7年7月17日に公表した募集要項をいう。）に定めるとおりとする。

（1）事業対象地

本事業の募集要項に記載の事業対象地・貸付対象地をいう。

（2）本件建物

乙が、事業対象地内に整備する事業の用に供する建物をいう。

（3）事業計画書

乙が甲に提出した事業提案書を基に、甲と乙とで協議した結果、本事業において実施する事項を整理したものをいう。

（事業の実施）

第3条 乙は、本協議書及び本件借地権設定契約に関する覚書を締結後、既存施設の解体等を開始する。

2 甲と乙とは、前項に規定する工事の完了後、本件借地権設定契約を締結するとともに、乙は、本件建物の建築を開始する。

3 乙は、本件建物の建築及びその他付帯する工事の完了後、本件建物の管理・運営を開始する。

(既存施設の解体・本件建物の建築)

第4条 乙は、既存施設の解体撤去に伴い必要となる開発協議等を遅滞なく行い、事業対象地内に存する既存施設を解体する。なお、解体にあたり、本協議書の締結時点では想定できなかった土壌汚染や埋設配管等を除く障害物が発見されたときは、その対応について別途協議するものとする。

2 解体に要した費用について、乙はその金額及び明細が分かる書類を甲に提出し、甲は審査の上、乙にこれを支払う。

3 乙は、本件建物の建築に伴い必要となる開発協議等を遅滞なく行い、事業計画書及び募集要項に基づき本件建物を建築する。

4 甲は、本件建物の建築に要した費用について、厚生労働省「就学前教育・保育施設整備交付金要綱」及び「平塚市就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金交付要綱」に基づき、補助する。

5 乙は、既存施設の解体及び本件建物の建築にあたり、近隣住民への影響について十分に配慮するとともに、関係法令を順守し、工事を実施する。

(本件建物の管理・運営)

第5条 乙は、事業計画書及び募集要項に基づき本件建物の管理・運営を行う。

2 甲は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び関係法令等に基づき、管理・運営に係る費用を支給する。

(本件借地権設定契約の主な事項)

第6条 本件借地権設定契約の貸付期間は、賃貸人と賃借人との協議により決定した日から30年間とする。また、賃貸人は、貸付期間の開始日に本件土地を現状のまま賃借人に引き渡すものとする。

2 本件借地権設定契約の貸付料（以下「貸付料」という。）は貸付開始までに甲が指定した金額とする。

3 甲は、貸付料及び延滞金の率について関係例規の改定、経済情勢の変動、賃貸借物件の状況変化その他正当な理由があるときは、その額及び率を引き上げることができるものとする。

4 本協議書に定めのない事項は、本件借地権設定契約の各規定により定めるものとする。

(協議)

第7条 本協議書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本協議書を 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 平塚市
平塚市●●町●●－●
平塚市長 ●● ●●

乙 ●●
平塚市●● ●●－●
●●長 ●● ●●

別紙

既存施設配置図
工程表 等